

ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領

（趣 旨）

第1条 今後、生産年齢人口の減少が予想される中、建設現場における生産性向上は避けられない課題となっている。企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進していく必要がある。

そこで、埼玉県県土整備部発注工事において、情報通信技術（ICT）の全面的な活用の推進を実施するものである。

この要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、「付帯構造物設置工におけるICTの全面的な活用」（以下、「ICT活用工事（付帯構造物設置工）」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

（対象とする工事）

第2条 ICT活用工事（付帯構造物設置工）はICT土工及びICT舗装工の関連工事として実施するものとし、次の工種を含む全ての発注工事を対象とする。

- ・コンクリートブロック工
- ・緑化ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工
- ・基礎工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸付属物工

（ICT活用工事（付帯構造物設置工））

第3条 ICT活用工事（付帯構造物設置工）とは、以下に示す施工プロセスの全ての段階においてICTを活用する工事とする。

【施工プロセスの各段階】

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～8)から選択（複数選択可）して測量を行う。

なお、ICT土工等の起工測量データ等を活用することができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
 - 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - 5) R T K－G N S Sを用いた起工測量
 - 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- 発注図書や①で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。
- なお、3次元設計データはT I N形式での作成は必須としない。
- ③ I C T建設機械による施工
- 該当なし。（従来工法による施工とする）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- (1) 出来形管理
- ③により施工された工事完成物について、次の1)～3)から選択（複数選択可）して、出来形管理を行う。
- 1) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
 - 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
 - 3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
- (2) 出来形管理基準および規格値
- 現行の基準および規格値を用いる。
- ⑤ 3次元データの納品
- ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

（発注方式）

第4条 I C T活用工事（付帯構造物設置工）は単独での発注は行わない。

なお、受注者からの希望により実施するものとする。

（工事費の積算）

第5条 発注に当たっての積算は、I C Tによらない従来積算基準によるものとする。

- 2 受注者は、I C T活用工事（付帯構造物設置工）の実施を希望する場合、契約図書に付された特記仕様書に基づき発注者に協議するものとする。
- 3 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、I C T活用工事（付帯構造物設置工）を実施することができるものとする。

4 発注者は、ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施を指示した場合、積算要領^{*}のICTに対応した積算基準に基づき設計変更するものとする。

※国土交通省 HP「要領関係等（ICTの全面的な活用）」に記載の最新の積算要領を準用する。

【https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html】

（基準）

第6条 ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

附 則

この要領は、令和3年 2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 2月 1日から施行する。